

# 事前準備編 目 次

<b>1 地震災害の避難の基本</b> .....	<b>2</b>
1.1 地震ではこんなことが起きます .....	2
1.2 地震の場合の避難のポイント .....	4
<b>2 大雨災害の避難の基本</b> .....	<b>5</b>
2.1 大雨災害ではこんなことが起きます .....	5
2.2 大雨災害の避難のポイント .....	6
<b>3 災害に関する情報に強くなろう</b> .....	<b>8</b>
3.1 気象庁や福井県から出される情報 .....	8
3.2 越前市から出される情報 .....	9
3.3 普段から情報を集めておこう .....	10
<b>4 避難場所ってどんなところ?</b> .....	<b>11</b>
4.1 避難場所の種類と役割 .....	11
4.2 避難場所の運営の基本 .....	12
<b>5 事前からの備えが第一です</b> .....	<b>13</b>
5.1 災害に強い家族になろう .....	13
5.2 災害に強い地域になろう .....	14
5.3 地域、市、施設を交えて事前に話しあおう .....	15
5.4 実際に体験しておこう .....	16

# 災害対応編 目 次

1 災害発生直後の行動.....	18
1.1 安全を確保する.....	19
1.2 地域で助けあって避難する.....	20
1.3 一次避難場所での活動.....	21
1.4 広域避難場所についたときの活動.....	22
1.5 避難場所の開設、受付.....	23
1.6 避難場所運営の準備.....	24
1.7 役割分担（班の編成）.....	25
1.8 連絡体制の確立.....	26
2 避難場所の運営.....	27
2.1 区画割り【総務班】.....	28
2.2 名簿作成【名簿班】.....	29
2.3 救護活動、要配慮者への対応【救護班】.....	30
2.4 備蓄物資の活用【物資班】.....	31
2.5 水の確保【衛生班】.....	32
2.6 運営ルール作成【総務班】.....	33
2.7 情報の収集、発信【情報班】.....	34
2.8 入退所者の管理【名簿班】.....	35
2.9 物資の管理と配布【物資班】.....	36
2.10 衛生環境の整備【衛生班】.....	37
2.11 防犯・防火活動【救護班】.....	38
2.12 ボランティア対応【総務班】.....	39
2.13 訪問者・取材対応【情報班】.....	40
3 長期になったら.....	41

## このマニュアルについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をはじめ、大規模な災害が発生したとき、地域では甚大な被害が出て、非常に多くの住民が命を守るために避難しなければならなくなります。そして、たくさんの人達が避難場所へ殺到するため、避難場所の運営には多くの混乱が生じます。

こうした問題を改善し、さまざまな災害の発生に備えるため、避難のあり方や避難場所の運営についての「基本的な活動」をマニュアルとしてまとめました。

事前準備編

前半の「事前準備編」では、地震災害と風水害の2つの災害について、災害の発生のしくみと命を守るための避難の心構えや、避難場所の運営についての基本的な考え方、普段からの備え方をまとめています。

災害対応編 ~チェックリスト~

また、後半の「災害対応編~チェックリスト」では、実際に災害が発生した時にとるべき基本の行動について、地震災害を中心に、「災害発生直後の行動」と「避難場所の運営」とに分けて、災害の流れにそったチェックリスト形式で記載しています。

施設別資料集

そして、巻末には、災害時にコピーして使える「様式集」や施設図面、周辺地図などの「施設別資料集」を掲載しています。

災害は突然やってきます。いざというときに命の危険にさらされないよう、家族にも声をかけ、普段からこのマニュアルに記載された避難の基本をしっかりと読んで、頭にいれておきましょう。

命を守る避難行動も、避難場所の運営も、隣近所の人たちや学校などの施設関係者と普段から話し合い、活動を連携することが、何よりも重要な災害対応力のパワーアップにつながります。

このマニュアルをベース資料として、災害発生時の避難行動や避難場所運営のあり方について自主防災組織や自治振興会で話し合いを深め、地域の実情にあったマニュアルとして、完成させていただければ幸いです。



# 事前準備編

ここでは、災害が発生したときの避難のポイントや、  
避難場所の運営についての基本が書かれています。

災害が発生してからでは間に合いません。

普段から、ここでの記載内容をよく読んで、  
家族や地域で話し合い、しっかりと備えておきましょう。

# 1 地震災害の避難の基本

## 1.1 地震ではこんなことが起きます




### ■ 揺れ・火災・液状化などによる被害

地震は突然発生し、建物の倒壊により深刻な被害をもたらします。それだけでなく、火災や液状化、危険物の流出・爆発などで災害が非常に大きくなることもしばしばあります。

地震の揺れが大きいと、以下のような状況が発生すると考えられています。

越前市「地域防災計画」では、最大で震度6強の揺れが起きる可能性があるとして想定されています。

震度6を超えるあたりから死者や負傷者が増え始めると言われていています。

震度6弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 立っていることが困難になる。</li> <li>• 固定していない家具の大半が移動、倒れるものもある。</li> <li>• 壁のタイルや窓ガラスが破損したり、落下したりすることがある。</li> <li>• 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。</li> </ul>	
震度6強	<ul style="list-style-type: none"> <li>• はいづくばらないと動くことができない。</li> <li>• 飛ばされることもある。</li> <li>• 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。</li> <li>• 耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れる者が増える。</li> <li>• 大きな地割れ、大規模場地すべりや山の崩壊が発生することがある。</li> </ul>	
震度7	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものがさらに増える。</li> <li>• 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。</li> <li>• 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では倒れるものが増える。</li> </ul>	

(気象庁震度階表 H21年3月31日発表)



左上：建物の倒壊 左下：延焼火災の焼け跡  
右3枚：液状化による下水道管や道路の被害

## ■ 津波による被害

津波被害については、越前市内では大きな被害の想定はされていませんが、状況によっては海岸沿いの周辺地域で深刻な被害となるかもしれません。

津波は、通常の波とは異なり海面全体が盛り上がり襲来します。津波高が数十 cm と低いように思っても、立ってられないほど危険になることがあります。

津波警報等が発表された時は、直ちに海岸から離れて避難する必要があります。

## ■ ライフラインの被害

また、大きな地震が発生した場合は、ライフラインや交通機関の停止も長期にわたります。

## ■ 越前市の被害想定

越前市「地域防災計画」では、地震による市内の被害について、以下のようになると想定されています。

				温見断層系地震	柳ヶ瀬断層系地震	
				※池田町・大野市から岐 阜県へ伸びる断層	※福井市越前岬から海岸 線沿いに伸びる断層	
現 象	規 模			マグニチュード 7.5	マグニチュード 7.5	
	震 度			5 弱～6 強	5 弱～6 強	
	液状化			日野川右岸側で液状化発 生の危険度が高い	温見断層系地震に比べ ると液状化の危険度は低い	
被 害	建 物	全壊棟数			9,055 棟	7,082 棟
		半壊棟数			10,688 棟	10,967 棟
	火 災	出火件数			22 箇所	19 箇所
		延 焼			3,214 棟	2,681 棟
	人 的	死 者			935 人	829 人
		負傷者			1,669 人	1,486 人
		避難者			23,121 人	20,406 人
	ラ イ フ ラ イ ン	水 道			1,932 人	1,377 人
		下水道			108 箇所	108 箇所
		ガ ス			619 箇所	318 箇所
		電 柱			130 本	74 本
		電話柱			25 本	11 本

(越前市地域防災計画 平成 23 年 3 月修正版)



## 1.2 地震の場合の避難のポイント

地震による災害を最小限にするには、あらかじめ地震とその影響に関する正しい知識をもち、いざというときに的確な災害対応が行えるよう、日頃から備えておくことが重要です。

### ■ まず安全確保を！

地震は前触れなく発生します。何よりもまず自分の身の安全を確保し、ついで周囲の人々の安全を守るよう、命とからだの安全確保を再優先に行動しましょう。



なお、地震発生を知らせる「緊急地震速報」が、テレビやラジオ、携帯電話などから発せられることがあります。緊急地震速報の音が鳴ってから地震の揺れが来るまでの時間は、数秒から数十秒しかありません。もし見聞きしたら、周りの人に声をかけながら、あわてず身を守る行動をとりましょう。

- ・頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる
- ・外出時は、ブロック塀や看板・ガラスなどから離れて頭を守る
- ・電車、バスなどの利用時は、つり革・手すりにつかまり、係員の指示に従う
- ・エレベーター利用時に揺れを感じたら、全ての階のボタンを押して、もよりの階で停止させる
- ・運転中の場合は、周りに注意し、ハザードランプをつけてゆるやかに減速・停止

### ■ 余震に注意！

大規模な地震が発生した場合は余震がひんぱんに起きるので、注意しましょう。

### ■ 落下物、倒壊物に注意！

壁・塀の倒壊や、天井・窓ガラス・照明の落下など、頭上に注意が必要です。狭いところや高いもののそばなど危険な場所を避けて、広い空間へ逃げましょう。



### ■ 避難は徒歩で！ 車での避難は危険！！

自分と周りの人の安全を確認したら、声をかけあいながら、安全な場所へ避難をします。

原則として徒歩で避難します。自家用車による移動は、道路・橋の段差や陥没などにより通行できず放置しなければならなかったり、渋滞を引き起こして消防車や救急車などの緊急車両が通行できなくなり被害が拡大してしまったりするおそれがあります。



避難行動については、本書「災害対応編～チェックリスト～1. 災害発生直後の行動」に詳しく書いています。よく読んで、普段からどのように行動するとよいかイメージしておきましょう。



## 2 大雨災害の避難の基本

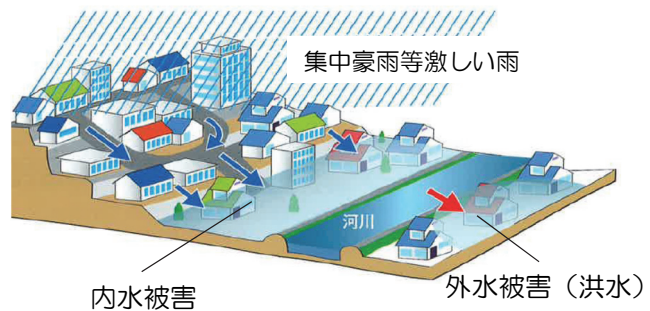
### 2.1 大雨災害ではこんなことが起きます

#### ■ 大雨による河川の洪水、内水被害

大雨などにより、雨水が急激に川や下水にたまり、排水がおいつかなくなると、道路の冠水や建物への浸水、地下への流入などの内水被害が発生します。また、河川の堤防を越えて水があふれたり、堤防が決壊して洪水になったりします。



「集中豪雨」は、非常に激しい雨が短時間同じ場所に降り続く状態のことで、梅雨の終わりなど前線が停滞しているときや台風が接近しているときなどに発生します。平成 16 年 7 月の「福井豪雨」では、短時間に猛烈な雨となり、全壊 11 棟、床上浸水 2,514 棟と大きな被害になりました。



#### ■ 台風による被害

台風は、南で発生した熱帯低気圧が発達して北上してくるもので、気圧が低いほど大型になりやすく、中心の「台風目」の周辺は暴風と大雨になり、大きな被害が生じることも少なくありません。

#### ■ 土砂災害による被害

土砂災害は、川のように水位で予想できるものではなく、どのくらいの雨で発生するのか予測するのが大変難しい災害です。

【土石流】 谷や斜面の土砂が、大雨などにより一気に流れて下流を襲う現象。その流れは時速約 40km にもなることがあり、走っても逃げきれません。

【地すべり】 斜面の一部や全体が、地中にたまった水により持ち上げられて滑り落ちる現象。非常に広い範囲で大きな被害になります。

【がけ崩れ】 急な斜面が水を含んで突然崩れ落ちる現象。突発的で崩れるスピードが早く、人家の近くで起きると多くの人々が逃げ遅れてしまいます。また、「深層崩壊」といって、地表だけでなく下の層の風化した岩盤と一緒に崩れ落ちることもあり、この場合は深さが数十mに達するなど、大規模になります。

#### ■ 突風、竜巻による被害

近年増加している災害のひとつに、突風や竜巻があります。積乱雲が発達することで突発的に発生し、車が飛ばされるほどの猛烈な風が吹くこともあります。短時間で狭い範囲に被害が集中しますが、気象レーダーなどでとらえることが難しく、事前に予測することができません。

## 2.2 大雨災害の避難のポイント

### ■ しっかり情報収集、早めの避難！

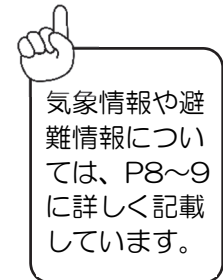
災害が発生するときは急激に状況が変化するため、発生してから慌てて避難しようとしても、対応が間に合いません。

次のような点をしっかりとチェックして、早めに避難の判断を行きましょう。



### ● 気象ニュースをしっかりとチェック！

大雨や台風などが予想される場合は、気象ニュースをしっかりとチェックし、避難情報が出たらすぐに避難できるよう、準備しましょう。

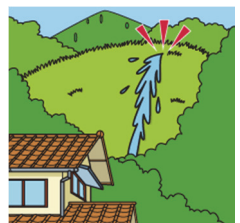


### ● いつもと違う「前兆」に注意！

また周囲をよくみて、いつもと様子が違うなど災害が発生しそうな「前兆」がないか注意し、災害発生が予想される場合は早めに避難しましょう。

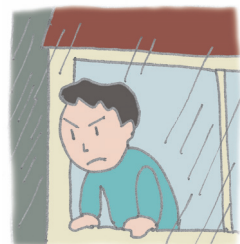
＜危険な前兆の例＞

- ・土石流：山鳴り、急に川の流が濁る、水位が下がる
  - ・地すべり：井戸の水が濁る、ひび割れ、水が吹き出す
  - ・がけ崩れ：割れ目が見える、水が湧き出す、小石が落ちる
- ※わざわざ確認しに行くのは危険なのでやめましょう。



### ● 夜の移動はNG！ 明るいうちに避難を！

また、夜の移動も危険。暗闇で川や用水路の水があふれて道の様子が変わっているのに気づかず、流れにのみこまれることも。日中から雨が降り続き夕方からも雨脚が衰えないときなどは、自主的に早めの避難を考えましょう。



### ● 台風のときは早めに避難！

台風が予測されるときは、倒れそうなもの、壊れそうなもの、飛んでいきそうなものは固定や補強、屋内へ移動などをしておきます。また、外からものが飛んできた時に備えて雨戸やカーテンを閉め、断水や停電に備えておきます。台風が来てからではたいへん危険なので避難は早めに。

河川や用水路の見回りや屋根に上ったりするのは危険なのでやめましょう。

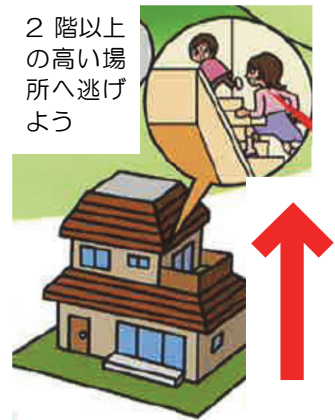


## ■ 間に合わないときは上に逃げよう！

突然の集中豪雨などで周囲に浸水が始まっているなど、避難が間に合わない場合は、2階以上の高い場所へ逃げる「垂直避難」を考えましょう。

地下はもちろんですが、地上でも1階は危険です。

泥水や土砂が一気に流れ込み、わずか20分で2m近くまで浸水した例もあります。浸水が始まってから外へでるのはたいへん危険なのでやめましょう。



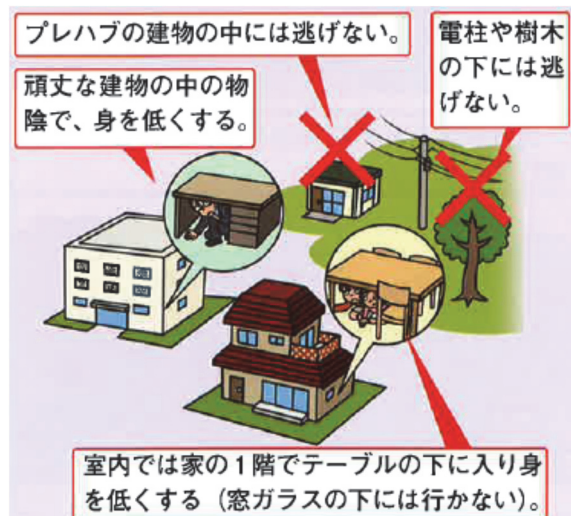
## ■ 車での避難は危険がいっぱい

数十cmの浸水でも、エンジンにトラブルが起きます。地下道で水没し亡くなった例もあります。また、はん濫した水により浮き上がって押し流された車がぶつかりあい凶器になることも。車での移動はたいへん危険なので避けましょう。



## ■ 竜巻が発生しそうな時は・・・

急に真っ暗になる、ひょうが降る、冷たい風が吹き出す、落雷するなど、積乱雲が近づく兆候をとらえたら、すぐに避難しましょう。外にいるときは、頑丈な建物に避難し物陰で身を低くします。プレハブの建物や電柱・樹木の下は危険です。自宅にいるときは、トイレや風呂場など、壁に囲まれた狭いところが比較的安全といわれています。窓はカーテンを引き、ガラスから離れて身を低くしましょう。



## 3 災害に関する情報に強くなろう

### 3.1 気象庁や福井県から出される情報

#### ■ 緊急地震速報

「緊急地震速報」は、地震の発生をすばやく検知し、強い揺れが来ることを直前に知らせる放送です。越前市では、以下のような方法で、緊急地震速報が放送されることになっています。

- ・同報系防災行政無線（屋外スピーカー、戸別受信機）、非常用モーターサイレン
- ・テレビ、ラジオ（放送を中断して速報）



※越前市の放送は、「福井県嶺北地方」を基準にしていますが、NHKは「福井県全域」を基準としています。このため、NHKから速報が出されても、越前市からの放送がないこともあります。

#### ■ 地震情報、津波警報・注意報、津波情報

地震が発生した時は、気象庁は、地震・津波に関する以下の情報を発表します。

【地震情報】地震速報、震源に関する情報、各地の震度に関する情報など

【津波警報】大津波警報、津波警報、津波注意報

【津波情報】到達予想時刻、予想される高さ、各地の満潮時刻、津波観測情報など

#### ■ 気象情報（注意報、警報、特別警報）

災害発生のおそれがある場合、気象庁は以下の情報を発表して警告します。

【注意報】災害が起こる恐れがあり、今後の状況に注意をうながす予報（大雨、洪水、強風、高潮、風雪、なだれなど）。

【警報】重大な災害が発生する恐れがあり、警告する予報（大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪など）。

【特別警報】数十年に一度見舞われるような重大な災害の危険性が著しく高まった場合に、最大限の警戒を呼びかける警告（大津波、大雨、暴風、高潮、暴風雪など）



※特別警報は、数十年に一度という非常に重大な災害を想定しています。特別警報が発表されていなくても、警報が出ているときは危険な状況になっています。早めの避難など、進んで命を守る行動をとりましょう。

#### ■ 土砂災害警戒情報

「土砂災害警戒情報」は、大雨警報や特別警報が発表されている状況で、土砂災害発生のおそれ度が非常に高まったときに、気象庁と県が共同で発表します。

#### ■ その他の気象情報

気象庁では、台風情報や洪水情報、竜巻注意情報など、さまざまな気象情報を発表しています。テレビやラジオで、常に最新の情報に注意しておきましょう。



## 3.2 越前市から出される情報

### ■ 避難準備情報

災害が発生し、人的被害が出てくる恐れが高まった段階で発表されます。

「避難準備情報」が発表されたら、避難をするのに時間のかかる人（「避難行動要支援者」と呼ばれる人たちなど）は、自主防災組織や近隣住民の協力を得て、避難をはじめましょう。



#### 発表されたらこんな行動！

- 高齢者、病人、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者の方など、避難に時間のかかる人は、支援者と一緒に指定された避難場所への避難を開始してください。
- それ以外の人は、避難の準備を開始してください。

### ■ 避難勧告

人的被害が発生する恐れがさらに高まった段階で発表されます。

この「避難勧告」が発表されたら、通常の避難行動がとれる人も避難を始めなければなりません。



#### 発令されたらこんな行動！

- 指定された避難場所へ、すみやかに避難を開始してください。

### ■ 避難指示

災害の前兆現象が発生したり、災害が切迫した状況になり、人的被害の発生が非常に高まった段階、または人的被害が実際に発生した段階で発令されます。

「避難指示」が発令されたら、ただちに避難を完了しなければなりません。



#### 発令されたらこんな行動！

- 避難中の人は、確実に避難を完了してください。
- 避難がまだの場合は直ちに避難を始めてください。  
時間の余裕がないときは、命を守る最低限の行動をとってください。

### ■ 警戒区域

災害が発生または発生しようとしている場合に、危険防止のため市が立ち入り制限をかける「警戒区域」を設定することがあります。警戒区域からは立退きを行う必要があり、また、災害対策従事者以外の人の立ち入りが禁止されます。

### ■ 避難勧告などの解除

天候が回復し災害状況に変化がないなど落ち着いてきたら、市は避難勧告などの解除を判断します。市から解除の発表があるまでは勝手に避難をやめず、十分に周囲の状況に注意して命を守る行動をとりましょう。

### 3.3 普段から情報を集めておこう

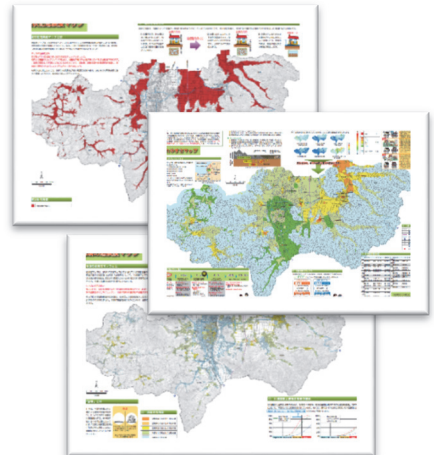
#### ■ 地震防災マップ（ゆれやすさ、液状化、地域の危険度）

越前市では、地震発生時の揺れやすさ（予想される震度）や地域の危険箇所を地図上に記載した地震防災マップを作成し、ホームページでも公開しています。印刷して手元にもっておき、普段から自分たちの住んでいる周辺地域の状況をしっかりと確認しておきましょう。

【ゆれやすさマップ】 市に影響をおよぼすと考えられる地震を総合し、市内への影響が最大となる場合の震度を想定したマップです。

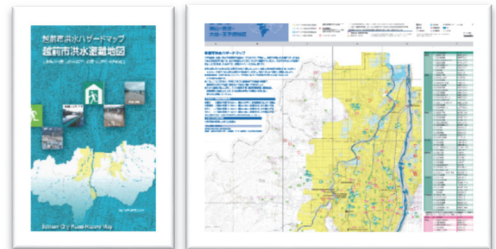
【液状化危険度マップ】 「ゆれやすさマップ」に示される想定で揺れたとき、液状化の危険の程度を示したマップです（産地、台地、扇状地は対象外）

【地域の危険度マップ】 「ゆれやすさマップ」に示される想定で揺れたとき、建物に被害が生じる程度（全壊率）を5段階で示したマップです。



#### ■ 洪水ハザードマップ

越前市では、洪水などにより浸水が予想される区域、土砂災害の危険区域などを地図上に記載した洪水ハザードマップも作成しています。ポルトガル語・中国語にも対応しています。職場でも活用するようにしましょう。



※災害の種類によって、危険な箇所や、避難ルートや避難先が異なる場合もあります。普段から、自分たちの住んでいる地域のマップを使って、災害別に避難場所や避難ルートをしっかりと確認しておきましょう。

#### ■ 町内ごとの防災マップ（自主防災組織）

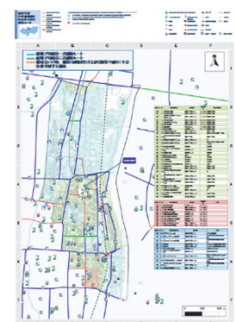
市内各町内の自主防災組織が町内の詳細な危険箇所や避難に必要な情報を盛り込んだマップや、避難方法を記載したマニュアルの作成を進めています。町内会等を通じて配布されたときはしっかりと確認しておきましょう。詳細については市へお問い合わせください。



#### ■ 地区ごとの避難ルートマップ（巻末資料）

市が作成したハザードマップを踏まえた避難ルートの目安を示す地図です。避難場所や医療機関、主要な危険箇所などを盛り込んだうえで、主要な道路について、避難の目安となるルートや危険箇所を示しています。

ルートは、災害状況によって必ず通れるとは限りませんが、避難を考える際の参考にしてください。



【参考資料】  
避難ルート地図  
（地震・洪水）

## 4 避難場所ってどんなところ？

### 4.1 避難場所の種類と役割

大規模な災害が発生したり避難勧告などで緊急避難が必要となったりしたときに、緊急的に市民の安全を守るための場所、または、住家やライフラインなどの被害により被災した人が当面の生活を確保するための場所を「避難場所」と呼びます。

#### ■ 広域避難場所

市が発災直後から避難できる施設として指定している場所（小中学校の体育館など）で、避難の場合は原則として広域避難場所へ避難します。

- 市の地区担当班職員が派遣されます。
- 自治振興会、自主防災組織、避難者、市職員、施設管理者などが協力して運営します。
- 物資の備蓄などは施設により異なります。
- 市の支援物資などが直接配送されます。

#### ■ 公共施設避難場所

広域避難場所を補完する形で活用される施設（公民館など）として、あらかじめ選定されています。災害の規模や避難などの状況に応じて、避難場所として開設されます。

- 市の職員が派遣されます。
- 自治振興会、自主防災組織、避難者、市職員、施設管理者などが協力して運営します。
- 市の支援物資などが直接配送されます。

#### ■ 一次避難場所

地震発生直後など、住民が危険を回避するために集まる場所（広場や公園など）で、町内ごとにあらかじめ場所が指定されています。

#### ■ 地区拠点基地

災害が発生し、または発生する恐れのあるときに、地区単位できめ細かく的確な対応ができるよう、情報集約や調整などを行う拠点として開設されるもので、地区ごとに、地区公民館などが指定されています。

- 自主防災組織、自治振興会を中心に、「地区拠点基地運営本部」を運営します。
- 広域避難場所や一次避難場所や、市と情報を共有し、調整にあたります。

#### ■ 福祉避難所【参考】

広域避難場所での生活が困難な高齢者や障がい者を受け入れる二次的な施設（社会福祉施設など）です。施設の被害や受け入れ可能状況を確認した上で受け入れ・支援を行うため、原則として直接の避難はできません。



## 4.2 避難場所の運営の基本

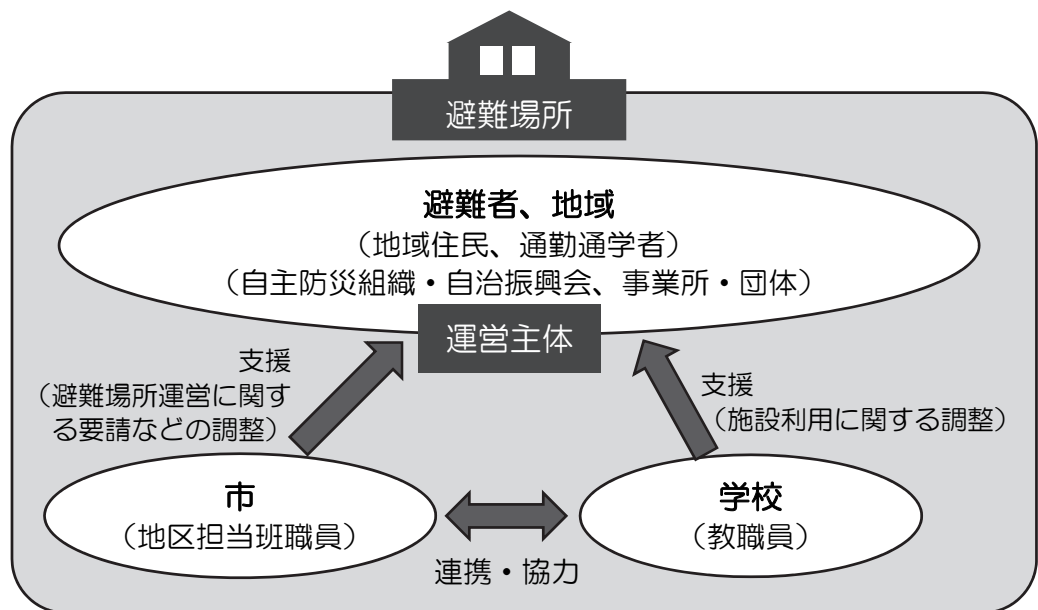
### ■ 基本的な考え方

避難場所は、あくまでも一次的な受け入れ施設です。避難場所となる学校や公民館などの施設には本来、別の用途があります。自宅に戻ることができる場合や、仮設住宅などへの入居が決まった場合は、退所を促していくようにし、施設本来の用途の回復を目指します。

また、避難場所は、必要最低限の生活を支援する施設です。避難場所での支援には限界があります。できる限りの支援や配慮は行っていくように努めますが、個別の要望全てに対応することは難しいものであることを心得ておきましょう。

### ■ 避難場所の運営主体

避難場所の運営の主役は、「そこにいる人全員」、つまり、避難した住民自身です。避難者と地域（自主防災組織、自治振興会など）が連携して助けあい、世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たしながら活動していくことが基本です。



### ■ 自助、共助、公助の備え

避難場所の運営は、「自助」「共助」「公助」それぞれの活動が活発に行われ、相互に協力しあうことによって円滑に進めることができます。

【自助】 個人や家庭で、自分自身や家族の身の安全を守る行動をとれるよう、また、避難先でも必要最低限の自立した生活を行えるよう、普段から備えておきましょう。

【共助】 自主防災組織・自治振興会や隣近所などで互いの安全を守り支えあう行動がとれるよう、連絡方法や協力内容などを普段から確認しあっておきましょう。

【公助】 行政による住民の安全を守り避難生活を支えるための活動が円滑に実施できるよう、設備・備蓄の整備、体制確保などを進めていきます。また、地域や施設管理者と協働した避難場所の運営ができるよう、普段からの連携を強化します。

## 5 事前からの備えが第一です

### 5.1 災害に強い家族になろう

#### ■ 自分の身は自分で守る！

災害は突然にやってきます。市から避難勧告が出てから準備したのではとても間に合いませんし、大きな災害では特に、市からの助けを待っていては命が危なくなるかもしれません。自分で自分の命を守っていくために、普段から、自分たちの置かれた危険をしっかりと確認し、最適な避難方法を考え、備えておきましょう。

#### ●避難の方法を決める

- ・自分の住んでいる場所、勤務先など普段いる場所の「危険」を確認する。
- ・ハザードマップ、避難ルートマップで、避難できる場所や施設を確認する。
- ・避難できる場所までの移動方法や安全なルートをいくつか考えておく。
- ・避難方法に無理がないように、避難するタイミングを考えておく。

#### ●備蓄品を確認する

- ・1人あたり最低3日は生き残ることができるよう、必需品をそろえておく。  
□飲料水（1人1日1.5リットル）、非常食、レトルト食品など  
□通帳・印鑑、保険証、お薬手帳、免許証、権利証書、連絡帳、現金など  
□ラジオ、懐中電灯、電池、ヘルメット、軍手、笛、着替え、薬、衛生品など
- ・お年寄り、女性、乳児、ペットなど家族の状況に応じて必要なものを確認する。
- ・賞味期限や使用期限などに気をつけて、新しいストックになるよう管理する。
- ・枕元にスリッパや、防災グッズを用意しておく。

#### ●家族の連絡方法を決める

- ・災害時は通信が途絶えがちなので、複数の連絡手段を決めておく。
- ・家族一人一人の状況や時間帯に配慮し、連絡手段や確認方法を決めておく。
- ・いろいろな場面をイメージして、通信機器に頼らない方法も考えておく。  
(伝言を残せる場所をつくる、最終的に落ち合う先を決めるなど)



大規模な災害が発生した時には、NTTが行う「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯電話各社が開設する「災害用伝言板サービス」が利用できます。

体験利用期間もあるので、家族で実際に使って慣れておきましょう。

【体験利用日】毎月1・15日、正月三が日、8/30～9/5、1/15～1/21

#### 災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

##### 【被災地】

- ①「171」をダイヤル
- ②「1」（録音）を選ぶ
- ③自分（被災地）の電話番号をダイヤル
- ④メッセージの録音

##### 【被災地外】

- ①「171」をダイヤル
- ②「2」（再生）を選ぶ
- ③被災地の方の電話番号をダイヤル
- ④メッセージの再生



## 5.2 災害に強い地域になろう

### ■ 地域活動に参加して、地域防災力アップをめざそう

大きな災害が発生したときは、一時的にまちの機能がマヒしてしまい、消防や警察の救助が遅れてしまう可能性があります。

そんなときに頼りになるのは隣近所。いざというときにしっかり支えあい、命を守ることができるように、普段から地域活動に参加して、地域防災力をアップさせていくことが大切です。

#### ● 自主防災組織とは

自主防災組織は、「自分たちのまちを自分たちで守る」ため、地域の人たちが自主的に参加して防災活動を行っている団体です。町内会や自警消防隊を中心に組織され、組織によってさまざまな防災活動を行っています。

- ① 防災に関する学習会、講演会
- ② 地域の災害史や災害体験談の掘り起こし
- ③ 防災カルテの作成
- ④ 避難マニュアル、防災マップの作成
- ⑤ 地域内の危険箇所や危険要因の点検活動
- ⑥ 避難訓練、救助訓練、消火訓練などの訓練



普段から地域の情報を交換したり、地域の人たちとコミュニケーションを深められるよう、自主防災組織の活動に参加してみましょう。まずは楽しいイベントからで OK。いろいろと参加して交流するうちに、地域の力がどんどんアップしていきますよ！



#### ● 自主防災組織に参加してみる

- ・ 自分の町内の自主防災組織を確認する。
- ・ 自主防災組織の活動内容を確認し、簡単な行事から参加してみる。

#### ● 地域の防災資源（災害時に役立つものなど）を知る

- ・ 自主防災組織などで備えている防災の設備や備蓄物資、資機材などを確認する。
- ・ 災害が発生した時に役立つような近所の建物や設備などを確認する。
- ・ 災害発生時や避難生活で役立つような店や事業所などを確認する。
- ・ 災害が起きた時に、役立つような資源の活用方法を考えておく。
- ・ 災害対応で頼りになる人（技能や特技、免許を持った人など）を確認する。
- ・ 避難ルートマップなどに書き込むなどして、情報を地域で共有する。
- ・ 事業所などとの普段からの連携方法を考える。

## 5.3 地域、市、施設を交えて事前に話しあおう

### ■ 事前協議をしておこう

避難場所が配置されている状況は、施設の用途や地域性など、さまざまに異なっています。あらかじめ、その施設と地域に応じた避難のあり方や避難場所の運営について、災害が発生する前に地域の住民や施設の管理者、市職員が集まって、以下の様な点について、事前協議を行っておくことが大切です。



#### ● 避難場所の活用方法、災害発生直後の行動など

- ・自分の地域にある利用可能な施設を確認する。
- ・災害発生直後に避難する避難場所（指定された広域避難場所）を確認する。
- ・補助的な公共施設を避難場所として活用する際の目安や開設方法を確認する。
- ・避難場所までの危険な箇所、避難の目安となるルートを確認する。
- ・施設の鍵の管理体制、開錠の方法（特に夜間や休日）を確認する。
- ・施設内の安全確認方法、避難者が入所する際の受付方法などを確認する。

#### ● 避難場所の運営の役割分担

- ・避難場所開設の際の、地域・市・施設管理者の役割分担を確認する。
- ・避難場所開設後に行う対応内容と、役割分担を確認する。
- ・施設内で避難場所として活用できるスペースを確認する。
- ・施設を利用する際のルール、留意事項などを確認する。

#### ● 地域の特性に応じた運営上の問題など

- ・地域住民の年齢層や地理的特性など、避難にあたり考えられる事態を確認する。
- ・地域の特性を踏まえて特に留意する必要がある対応内容と分担を確認する。

### ■ 施設別資料集を活用したマニュアルづくり

事前協議で決定した事項は、このマニュアルに付け加えたり資料を追加したりして、互いに共有することで、地域の特性を活かした自分たちだけの「避難場所開設・運営マニュアル」を完成させましょう。

また、マニュアルは、事前協議に参加した人だけでなく、地域内の人たちみんなが共有できるよう、マニュアルの説明会や防災と避難に関する学習会を開くなど、地域に浸透させる方法を考えましょう。

また、マニュアルを使って、地域の防災訓練や研修を開催するなどして、事前協議の内容を点検し、状況の変化に応じて常にマニュアルの見直しを行っていきましょう。

## 5.4 実際に体験しておこう

### ■ 「まち歩き」で地域の強さ・弱さを発見しよう

自分たちの地域を実際に歩き、「もし今災害が起きたら・・・」とイメージしながらまちを点検していく「まち歩き」を行っていきましょう。

【資料2】  
施設周辺マップ

【資料3】  
公共施設等一覧

【参考資料】  
避難ルート地図（地震・洪水）

- ・避難できる場所はどこ？
- ・ゆっくり歩いて、どれくらいかかる？
- ・危険な場所はどこ？
- ・行き止まりの道は？ 狭いところは？
- ・救助が必要な人の家は？
- ・役立ちそうなものはどのへんにある？ ……など



実際に歩きながら、地域の「強み」「弱み」を再確認していきます。

点検結果は、防災マップに追加して充実させたり、「弱み」部分の解決のための検討を行って防災力を上げたり、いろいろと活用することができます。

家族で歩いてみるのももちろん、隣近所、町内で誘いあわせて活動し、意見交換することで、顔の見える地域づくり、コミュニケーションにも役立ち、防災を超えた地域力アップにもつながりますよ！



### ■ 「防災講座」や「訓練」で地域の対応力をアップしよう

自主防災組織を中心に行っている防災訓練など、市内では防災に関するいろいろなイベントが開催されています。気軽に参加できるものもあります。市の広報や町内の案内でお知らせしていますので、積極的に参加していきましょう。

- ・防災に関する講演会
- ・自主防災組織リーダー育成研修会
- ・救急救命、応急手当などの講習会
- ・避難訓練、消火訓練、安否確認訓練、救出救助訓練などの基礎訓練
- ・避難場所開設・運営訓練、本部設置訓練、炊き出し訓練などの実働訓練
- ・図面やカードなどを使って行うシミュレーション訓練
- ・総合防災訓練



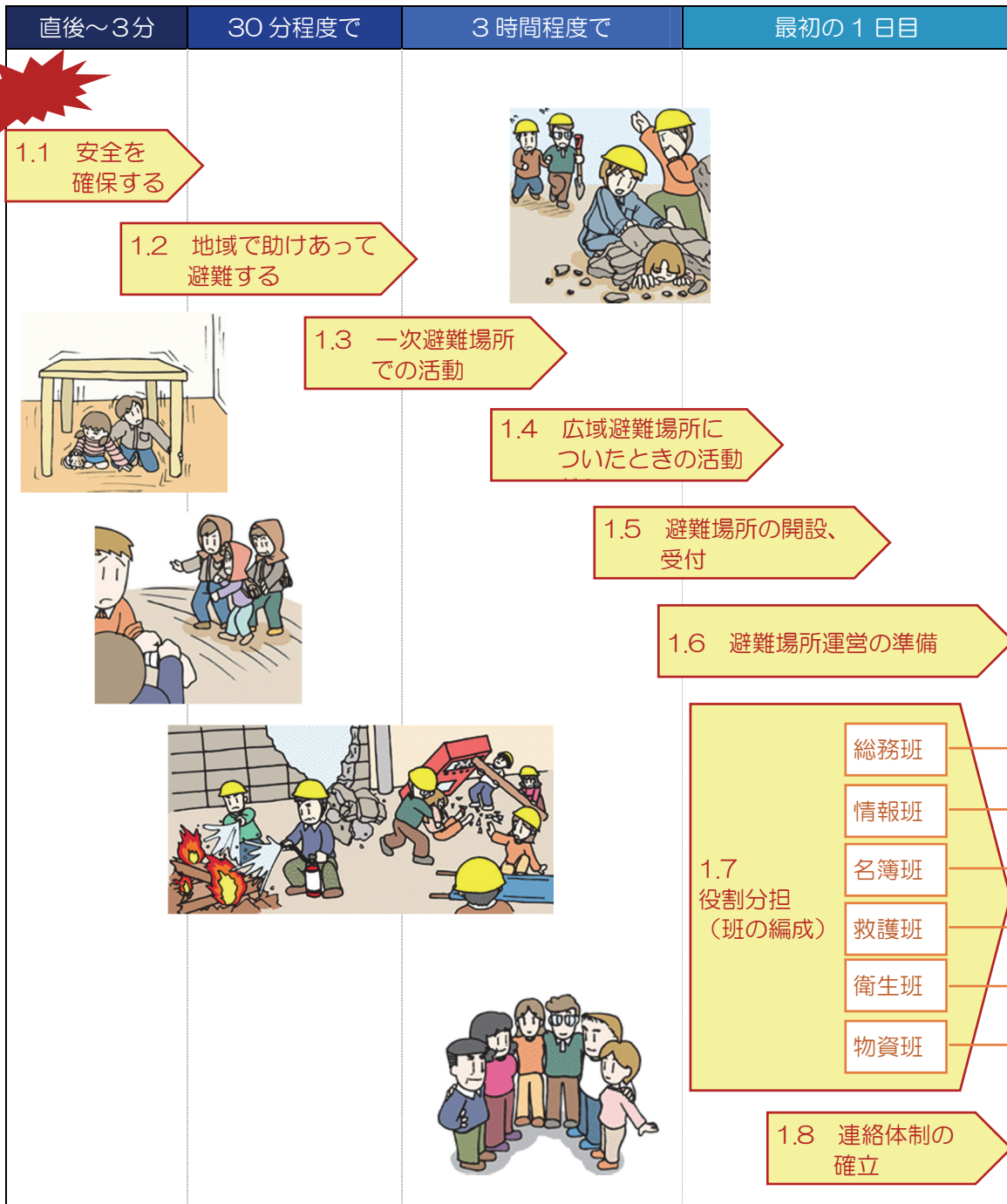
## 災害対応編 ～チェックリスト～

ここには、地震災害を中心に、災害発生直後の避難行動から、避難場所の運営までの活動の基本が書かれています。  
災害が発生してからあわてることがないように、  
普段から、ここでの記載内容をよく読んで、  
自分たちでできることを考えておきましょう。



# 1 災害発生直後の行動

地震災害を例に、避難行動と避難場所の開設・運営準備までの流れを示しています。  
 「命と体の安全を守る」ことを再優先に、地域で助けあいながら行動しましょう。



## 注意！！ これはあくまでも活動の目安です！

- できないことは、できるようになってから／できることは、この表にとらわれずにやろう！
- 班編成するまでは、みんなで分担しあって／班ができてからは、班で協力しあって実施！



## 1.1 安全を確保する

まずは、自分自身や家族の身の安全確保を第一に考えてください。

### □ 自分の身を守る

- ・緊急地震速報を受信したら、落ち着いて安全なところへ移動する。  
(机の下など、上部で落下物・転倒物から身を守ることができる場所)
- ・揺れがおさまるまで、身を守る。(特に頭部)



揺れている最中に火を消すのはやけどを負ったりして危険。揺れている間は近寄らないこと！

### □ 周囲へ声かけ、安全を確保する

- ・揺れがおさまったら、周囲の被害状況や、けが人の有無などを確認する。
- ・建物や家具などの下敷きになった人がいたら、周囲で協力して救出を図る。
- ・エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンで管理者へ連絡する。

### □ 火の始末をする

- ・使用中の暖房器具など、確実に火気を消す。
- ・通電火災を防ぐため、ブレーカーを切る。
- ・ガスの元栓を締める。



「通電火災」は、地震発生後しばらくして電気が復旧した時に、倒れた電気製品や壊れた配線に通電して発火するなどの原因で起きる火災です。阪神・淡路大震災のときは、通電火災が火災全体の6割を占めたといわれています。避難で家を空ける前に、必ずブレーカーを切りましょう！

### □ 情報を集める

- ・ラジオやテレビ、防災行政無線などで、地震情報を確認する。
- ・携帯電話やインターネットなどに接続できれば、その他の情報も集める。
- ・家族と離れている場合は、事前に決めておいた連絡方法で安否を確認する。

### □ 出口を確保する

- ・足元をしっかり保護できる靴をはく。
- ・ドアを大きくあけて、外への出口を確保する。

### □ 避難の準備（荷物・ルート確認）をする

【参考資料】  
避難ルート地図  
(地震・洪水)

- ・集めた情報を参考に、避難する場所を確認する。
- ・避難場所までのルートを確認する。(状況に合わせて複数)
- ・備蓄品を確認し、荷造りする。

### □ 外へ出る

- ・ブレーカー、ガスの元栓が閉まっているかを確認し、外へ出る。
- ・家の前に白いタオルや水バケツを出すなどして、中に人がいないことを知らせる。
- ・周囲に危険がないかよく見て、徒歩で移動を始める。(一次避難場所へ)

## 1.2 地域で助けあって避難する

避難場所への移動中は、安全確保を再優先に隣近所で助けあってください。

### □ 近所へ声をかけ、安否を確認しあう

- ・周囲の被害状況、近隣の様子を確認する。
- ・けが人がいたら応急手当を行う。
- ・倒れた家に閉じ込められた人がいないか、声をかけて確認する。

### □ （途中で遭遇したら）初期消火、救助活動に協力する

- ・火災が発生していたら、通報し、周囲で協力しながら初期消火にあたる。
- ・閉じ込められているなど救助を求める人がいたら、周囲で協力し救助する。
- ・人が足りないなど対応しきれないときは、一次避難場所に行き、支援を求める。

### □ 歩いて一次避難場所へ避難する

- ・徒歩で移動する。  
(自動車は渋滞を生み消防車などの妨げになる恐れがあるため極力使用しない)
- ・道路の状況に応じて、自転車やバイクも活用する。
- ・周囲の人たちにも声をかけて、みんなで避難する。

### □ 要配慮者（避難行動要支援者）を支援する

- ・高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者の方など、配慮が必要な人の所在場所を確認する。
- ・不自由している点をふまえ、無事に避難できるように支えながら一緒に避難する。

#### ●高齢者

- ・認知症などの既往症、体力状況などを確認する。
- ・まず安心してもらい、希望をきく。
- ・何人かで協力してゆっくり支援しながら避難する。

#### ●心身障がい者

- ・体の不自由さの度合い、状況判断の困難さ、パニック状況などを確認する。
- ・まず落ち着かせて、当人の状況にあわせてゆっくり移動する。

#### ●目の不自由な人

- ・驚かさないう声をかけ、災害の状況や周囲の様子を伝える。
- ・ひじにつかまってもらい、段差などの状況を伝えながら一緒に歩く。
- ・掲示物や貼り紙などを声にだして読んで知らせる。

#### ●耳の不自由な人

- ・防災行政無線やラジオの情報など、音声情報をメモして伝える。
- ・口をゆっくりとあけて話したり、身振り手振りで知らせたりして伝える。

## 1.3 一次避難場所での活動

一次避難場所に集合したら、できるだけ町内単位でまとまって行動します。  
また、可能な限り消防団と連携して消火活動、救助活動などに協力します。

### □ 町内の住民の安否をとりまとめる

- ・町内ごとにまとまって、世帯や人数を確認する。
- ・けが人がいないかを確認する。
- ・安否状況などをとりまとめ、メモする。

### □ 町内の被害状況をとりまとめる

- ・集合場所までの道中で見聞きした被害情報を集める。  
(要救助者の情報なども含む)
- ・町内単位で情報をまとめ、メモする。

### □ 消火活動に協力する

- ・町内の出火状況を確認する。
- ・消火器具を持ち出し、消防団や自警消防隊と連携して消火活動に協力する。

### □ 応急手当などを行う

- ・応急手当など救護活動に協力する。
- ※避難途中は、自身の安全確保が第一です。無理な救助活動は避けましょう。

### □ 広域避難場所へ移動する

- ・町内単位で、自宅へ戻る世帯と広域避難場所へ移動する世帯を把握する。



<避難勧告などが出されておらず自宅の安全が確保される場合>  
・原則として自宅へ戻って生活します。

<自宅での生活が困難な場合や避難勧告などが出されている場合>  
・町内単位で、安全に気をつけながら広域避難場所へ移動します。  
・避難行動要支援者へ配慮し、助けあいながら移動します。

## 1.4 広域避難場所についての活動

広域避難場所では、町内単位でまとまり、落ち着いて行動します。  
施設の職員や市の職員と協力し、助けあいましょう。

### □ 町内ごとに集合し、点呼・報告を行う

- ・グラウンドなどに、町内ごとに集合する。
- ・町内ごとに点呼を行い、安否状況を確認する。
- ・地域以外の避難者や町内会に属さない人は、その人達でグループをつくる。
- ・人数やケガなどの状況を集計する。
- ・具合が悪い人がいたら、自主防災組織の代表や施設職員へ連絡する。



<このとき、施設の職員は・・・>

- 「安全点検チェックリスト」を参考に、目視で施設の安全確認（概況）を行います。
- 危険な箇所は立入禁止にします。※建物が明らかに危険なときは、避難場所は開設しません。

<このとき、市の地区担当班職員は・・・>

- 地区担当班職員が避難場所へ参集します。
- 到着次第、避難の状況や、施設の状況を、施設職員と一緒に確認します。

【様式1】  
安全点検  
チェック  
リスト

<職員の到着が間に合わなかった場合は・・・>

- 自主防災組織や自治振興会の役員が集まり、施設の外観や建物内の安全確認を行います。  
（施設の鍵を保管する人が開錠し、建物内部の被害状況を目視で確認します）  
※建物が明らかに危険と見えるときは、避難場所を開設しません。

### □ 町内ごとに待機する

- ・町内ごとのグループにまとまって、グラウンドで待機する。



<屋外で待機中の呼びかけ例>

- ただいま、建物内の安全を確認しています。建物の安全が確認されるまでは、この場で待機してください。
- 地域住民の方は、町内単位でまとまって待機してください。町内ごとに、避難している人数を確認して下さい。
- 地域住民以外の方は、こちら（空いているスペース）に集合してください。
- けがをしている方や、体調が悪い方は申し出てください。

### □ 施設職員、地区担当班職員と合流し、避難場所開設の準備を開始する。

- ・自主防災組織や自治振興会の役員、施設職員、市の地区担当班職員が集合する。
- ・避難者の状況や施設の状況を、確認しあう。
- ・避難場所開設に向けた当面のやるべきことを確認し、分担する。

## 1.5 避難場所の開設、受付

人数確認まで、できるだけ早く行うのが、スムーズな避難場所開設のカギです！

### □ 避難場所として施設を開錠する

- ・安全が確認されたのを受けて、避難者を誘導する場所を開錠する。

### □ 屋内へ避難者を誘導する

- ・体育館などの広い場所へ、避難者に移動してもらう。
- ・町内ごとにまとまるように誘導する。
- ・体調が悪い人や支援が必要な人には、環境の良い場所を確保し誘導する。



<屋内への移動のときの呼びかけ例>

- 建物の安全確認が終了しましたので、いまから建物内（体育館）へ移動します。
- 屋内でのスペースの割り振りは、落ち着いてから改めて行いますので、町内ごとにまとまって中に入ってください。
- 地域住民以外の方や、町内などでまとまっていない方は、人数を確認しますので、最後にまとめて入ります。ご協力ください。

### □ 施設の被害を確認する

【様式1】  
安全点検チ  
ェックリス  
ト

- ・「安全点検チェックリスト」を使って、建物の安全点検を行う。
- ・壊れたものなどを片付け、危険な箇所にはロープや貼り紙で立入禁止にする。
- ・点検結果で不安を感じた場合は、建築の専門家による応急危険度判定を行うよう市の災害対策本部へ要請する。



<ここに注意！>

- 点検する人の安全確保を再優先に行動しましょう。
- 余震があったらすみやかに点検を中止し、安全な場所に退避してください。
- 大きな余震の後には、もういちど建物チェックを行うようにしましょう。
- 夜間の点検の際は、懐中電灯で対応しましょう。（ろうそくは火災の原因になるので避ける）

### □ 避難者の受付を行い、人数を確認する

【様式3】  
避難者名簿

- ・町内単位で、人数（およその総数）を確認する。
- ・地域住民以外の人などは、別にまとめて確認する。
- ・人数確認とあわせて、けが人や体調不良の人などの有無を確認する。
- ・地域で逃げ遅れてきた人や避難できない人がいないか確認する。
- ・避難者名簿に集計し、市災害対策本部へ報告する。

## 1.6 避難場所運営の準備

避難場所へはさまざまな事情をもった人が避難してきます。避難者の状況にあわせて適切な対応を行うよう、協力しあいましょう。

### □ けが人へ対応する

- ・避難者へ呼びかけ、けが人・病人・妊婦など、早急に対応が必要な人を確認する。
- ・避難場所に備蓄してある「救急セット」を活用し、応急手当を行う。
- ・避難者の中に医療従事者がいないか呼びかけ、協力を要請する。
- ・対応が困難な場合は、救急車を要請する。
- ・物資などが足りない場合は、市災害対策本部へ連絡する。

### □ 要配慮者へ対応する

- ・高齢者や障がい者、妊産婦や乳幼児を連れた保護者の方など、配慮が必要な人の避難スペースを確保する。  
(トイレに行きやすい場所、静かな場所、空調のきく場所や女性のみが使用できる部屋(トイレ、物干場、更衣室、授乳室)など)
- ・避難場所での生活が困難な場合、より良い環境の施設への受け入れを調整する。  
(設備の整った施設、介護士などのいる福祉施設など)
- ・食料、水などが全員に行き渡らないときは、要配慮者へ優先的に配付する。
- ・粉ミルクなど、避難場所にはない食料や物資は必要数をまとめ、市へ連絡する。

### □ トイレを確保する

- ・建物内のトイレが使用できるかどうか、点検する。
- ・トイレが壊れていなくて下水が流せる場合は、プールや川の水を確保し使用する。
- ・トイレがすぐに確保できない時は、備蓄の簡易トイレを活用する。
- ・流し用水や使用済トイレトペーパーのゴミ箱、消毒液などを用意する。
- ・使用できるトイレの場所や、使用ルールを十分に周知して、使用する。
- ・トイレの数が不足するときは、市災害対策本部に仮設トイレの設置を要請する。
- ・男女別のトイレの設置や女性用のトイレの数を多めに設置するよう配慮する。

### □ ペット連れへ対応する

【様式6】  
避難場所ペット登録台帳

- ・ペット連れ避難者の受付を行い、「避難場所ペット登録台帳」に記載する。
- ・施設の利用規約なども参考にし、ペットスペースを決定する。
- ・ペット飼育のルールを決め、飼い主が責任をもって管理することで、他の避難者からの理解を得るようにする。

<ここに注意！>

- 衛生面やアレルギー対策として、避難者の居住区とは分離します。
- 屋外で飼育可能なペットは原則として屋外にスペースを確保します。
- ゲージに入れ、飼い主が責任をもって管理することを徹底してもらいます。



## 1.7 役割分担（班の編成）

避難直後の応急的な対応が落ち着いてきたら、避難場所の本格的な運営にあたるための班を組織して「運営協議会」を立ち上げ、体制を整えます。円滑な避難生活を送ることができるよう、避難者みんなで自主的に、役割分担を行いましょう。

### □ 運営協議会の立ち上げ（班編成）を行い、役割を分担する ～各班の主な役割～

【様式 7】  
避難場所運営協議会編成表

#### 代表・副代表

※男性・女性がかたよらないよう、バランスよく役を決めて！

- ・要配慮者など支援が必要な人たちの状況把握、対応の調整
- ・施設の管理者や市災害対策本部との連絡調整、避難場所運営の統括

#### 総務班

※市災害対策本部との連絡窓口になるので、地区担当班職員を含めます。

- ・運営協議会内の連絡調整
- ・運営協議会の事務局として、会議の開催準備や運営、記録
- ・市災害対策本部や関係機関との連絡窓口
- ・マスコミなどの外部との対応窓口
- ・避難者からの意見や要望の受付
- ・ボランティアの受け入れ、活動調整

#### 情報班

- ・避難場所を中心とした被害状況や復旧状況、避難生活に必要な情報の収集
- ・収集した情報のとりまとめ、避難者などへの情報提供
- ・要配慮者など支援が必要な人や在宅被災者への情報提供
- ・マスコミなど外部への避難者情報の提供

#### 名簿班

- ・避難者の把握、避難者名簿の作成、避難者などの入退所の管理
- ・訪問者の受付、マスコミなどの部外者の入出管理
- ・郵便物、宅配便の受付、避難者への手渡し

#### 救護班

- ・負傷者、病人への対応
- ・要配慮者など支援が必要な人たちへの対応
- ・避難者の健康状態の確認
- ・施設の防火・防犯警備、施設利用の管理

#### 衛生班

- ・手洗いの呼びかけ、消毒など、感染症の予防
- ・生活衛生環境の管理（食料管理、トイレ、ゴミ出し、換気、清掃など）

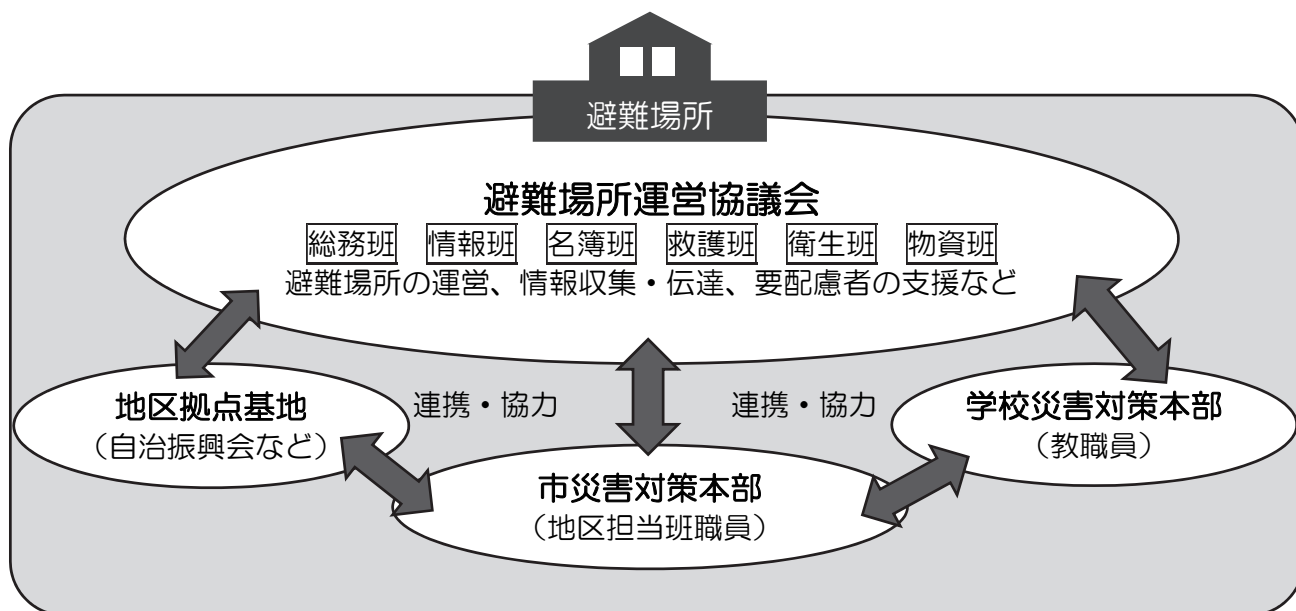
#### 物資班

- ・食料、飲料水の配給、炊き出し
- ・救援物資、日用品物資の調達、管理、配給
- ・在宅被災者への配給方法の掲示、配給



## 1.8 連絡体制の確立

避難場所の運営には、地区や市、学校（施設管理者）との連携が欠かせません。特に下記の連携は、円滑な避難生活や地域の復旧支援に向けて、たいへん重要になります。情報提供や支援活動の協力など、緊密に連携・協力しながら、避難場所の運営にあたります。



### □ 地区拠点基地と連携する

地区拠点基地は、災害発生時に自治振興会などの地区関係者が中心となって立ち上げ、地域の被災状況をとりまとめて市と連絡調整を行い、地区の災害対応にあたり、地域の安全や防犯活動を行ったりしています。

地区拠点基地から地域の情報を集めたり、避難場所の情報を提供して地域の復旧を支援したり、資機材を相互活用するなどの連携を図ります。

### □ 市災害対策本部と連携する

市とは、必要な支援を行ってもらえるように、避難場所や地域の情報をできるだけ早く、正確に伝達し、調整を行います。また、市から届いた食料や物資の配付や、行政サービス情報の掲示・周知などをすみやかにやり、避難者や周辺地域の人たちへの支援がスムーズに行き渡るよう、地区担当班職員を通じて緊密な連携を図ります。

### □ 学校災害対策本部と連携する

学校は本来、教育を行う場所で、学校災害対策本部（教職員）は、児童生徒の安全確保や教育確保などを行いつつ、避難場所としての運営に協力している立場であることを尊重し、施設をうまく共有していくことが重要です。

地域の大切な子どもたちを、学校と連携して見守りつつ、お互いに思いやり・支えあいをもって、一日でも早く学校が再開できるよう配慮しながら、円滑な避難場所の運営を目指しましょう。

## 2 避難場所の運営

避難場所での運営の流れの目安を、各班の活動内容別に示しています。  
各班で協力しあい、避難者全員で助けあいながら活動しましょう。

班・役割	最初の1日目	3日目くらい	それ以降
<b>総務班</b> ・総合調整 ・対外窓口対応 ・運営協議会事務	2.1 区画割り	2.6 運営ルール作成	2.12 ボランティア対応
<b>情報班</b> ・情報収集、集約 ・情報提供	2.7 情報の収集、発信	2.13 訪問者・取材対応	
<b>名簿班</b> ・避難者入退管理 ・訪問者受付	2.2 名簿作成	2.8 入退所者の管理	
<b>救護班</b> ・負傷者病人対応 ・要配慮者対応 ・防火防犯	2.3 救護活動、要配慮者対応	2.11 防犯・防火活動	
<b>衛生班</b> ・感染症予防 ・生活環境管理	2.5 水の確保	2.10 衛生環境の整備	
<b>物資班</b> ・物資管理、配給 ・炊き出し	2.4 備蓄物資の活用	2.9 物資の管理と配付	

**注意！！ これはあくまでも活動の目安です！**

- ・できないことは、できるようになってから／できることは、この表にとらわれずにやろう！
- ・避難場所の運営は、避難者全員が協力して、分担しあっていこう！

## 2.1 区画割り【総務班】

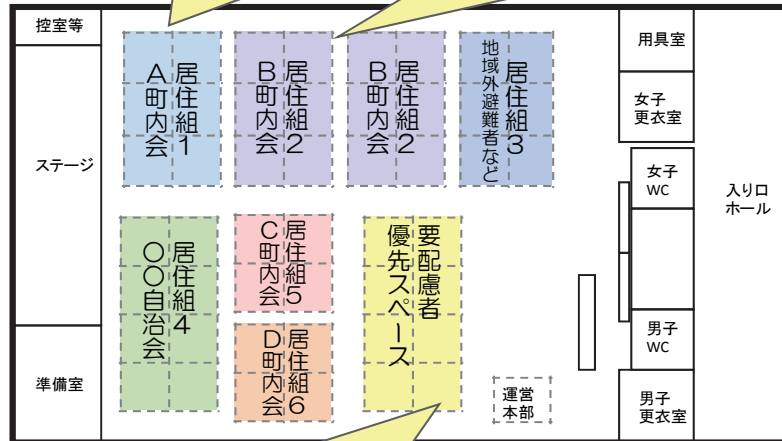
### □ 居住スペースを割り振る

- ・町内のまとまりごとにグループを作り、代表者を決める。
- ・町内グループ単位で、体育館の居住スペースを整理する。
- ・施設職員と調整しながら、教室などの使用場所と使用方法を決める。

【資料1】  
施設見取図

敷物などで、世帯間の境がわかるように。

各世帯が、1箇所以上通路に接するような配置を。※同じ居住組内でも同様に



要配慮者へ環境の良いスペースを。※身動きがとりやすい/トイレに近いなど

- 居室内では、荷物や敷物で世帯同士の区画の境界を明確にします。
- 通路の確保を大切に！ 各世帯の区画が1箇所以上面するように設定します。
- 要配慮者への配慮を忘れずに！ トイレに近い場所、通路側などを確保します。
- 仕切り板などで、できるだけプライバシー確保を図ります。
- 教室の使用は、基本的には要配慮者のためと心得ましょう。

### □ 共有スペースを設定する

【資料1】  
施設見取図

- ・日常生活を保つための機能を、共有スペースとして確保する。
- ・共有スペースの設置場所を、掲示板などで避難者へ周知する。

<共有スペース例>

- 運営本部・機器設置場所、医務室、介護室、授乳室、相談コーナー
- 仮設電話設置場所、情報掲示場所、物資集積・配付場所、給水・給湯室、調理室
- 更衣室（男女）、洗濯場・物干し場（男女）、風呂・シャワー室
- ごみ集積場、仮設トイレ設置場所（男女）、喫煙場所、ペットスペース など

### □ 居住スペース、共有スペースの使用法（ルール）を決める

【様式17】  
避難場所運営  
ルール（例）

- ・居住スペース、共有スペースの使用法や注意事項を決める。
- ・避難場所利用上のルールとして、貼り紙などに掲示し、厳守を呼びかける。
- ・避難者の増減に応じて、定期的に区割りや使用法の見直しを行う。

## 2.2 名簿作成【名簿班】

### □ 避難者カードを配布、回収する

【様式2】  
避難者カード

- ・避難場所にとどまる（宿泊する）人に、「避難者カード」への記入をお願いする。

#### <ポイント>

- 帰宅するけれど食料などの支援がほしいという申し出（在宅被災者）があった場合も、避難者カードを記入してもらいます。在宅被災者は自助が原則ですが、支援物資が届きはじめた後など、支援が可能な場合は対応するよう図ります。
- 避難者カードは、1家族ごとに1枚記入してもらいます。

### □ 避難者名簿を作成する

【様式3】  
避難者名簿・在宅被災者名簿

【様式4】  
避難場所状況報告書

- ・記入してもらった避難者カードを回収する。
- ・居住グループの単位や町内の単位にまとめて整理する。
- ・避難者名簿にまとめる。
- ・在宅被災者の情報を「在宅被災者名簿」にまとめる。
- ・要配慮者の状況を整理し、名簿にまとめる。
- ・避難場所での避難生活ができず支援が必要な要配慮者の情報を名簿にまとめる。（区長や地区拠点基地からの情報などを活用）
- ・避難者数を「避難場所状況報告書」にまとめ、市災害対策本部へ報告する。

### □ 避難者の入所状況を取りまとめ、入退出を管理する

【様式2】  
避難者カード

【様式3】  
避難者名簿・在宅被災者名簿

【様式4】  
避難場所状況報告書

【様式5】  
避難場所退出届

- ・新しく入所した避難者に、「避難者カード」への記入をお願いする。
- ・新しい入所者を、「避難者名簿」に追加する。
- ・在宅被災者は避難者カードへ記入をお願いし、「在宅避難者名簿」にまとめる。
- ・退所者には必ず申し出てもらい、退所したことを名簿に記載する。
- ・避難者名簿を最新情報に更新する。
- ・定期的に（1日最低1回）市災害対策本部へ報告する。

#### <ポイント>

- 災害状況や周囲の地域の復旧状況、避難者の事情により、入退所者は頻繁に変わることが予想されるため、きめ細かく定期的に入退出を管理するよう心がけます。
- 退所後も安否確認の問い合わせや郵便物などの配達がある可能性があるため、退所者の避難者カードは捨てずに、別途整理しておきます。
- 避難者の中に、配偶者からの暴力や、ストーカー行為、児童虐待などの被害を受けたり、加害者から追跡されている人などがいた場合は、居場所が知られないよう、避難者の個人情報の管理を徹底します。

## 2.3 救護活動、要配慮者への対応【救護班】

### □ 避難場所内の病気やケガに対応する

【様式8】  
情報収集リスト

- 病気やケガをしている避難者や、妊婦などの避難状況を確認する。
- 緊急時に備え、持病や薬の持参の有無などを「避難者カード」に記入してもらう。
- けが人や病人の情報を、市災害対策本部へ報告する。



#### <ポイント>

- 避難者の状況に応じて、医療機関への受け入れや医師・看護師の派遣、医薬品や物資の支援を要請します。
- 緊急時には救急車を要請し、持病や常備薬の情報を救急隊へ提供します。
- 特におう吐しているときには、ノロウイルスなど感染力の強い病気の場合があるので、吐しゃ物の処理には十分気をつけるようにします。

- 医務室を設置し、医薬品の備蓄を確認し、救護体制を整える。
- 避難場所に医療従事者がいる場合は、協力を要請する。



#### <ポイント>

- 学校の管理校医が避難場所に到着した場合は、避難者の情報を提供して、医師の行う対応に協力します。

### □ 避難場所内の要配慮者に対応する

【様式8】  
情報収集リスト

- 要配慮者の避難状況を確認し、生活環境に不具合がないか把握する。
- 体力や障がいに応じて、よりよい避難スペースの確保を図る。



#### <ポイント>

- 避難場所での生活が困難と判断される場合、よりよい設備の整った避難場所や、介護士のいる福祉避難所などへの移動を検討し、市災害対策本部と調整します。

- 食料の優先的な配付、粉ミルク、アレルギー食など特別な物資の調達を行う。
- 市のボランティアセンターなどへ、ボランティア派遣の要請を検討する。
- 要配慮者の避難情報を、市災害対策本部へ報告し、対応を要請する。



#### <ポイント>

- 避難場所での生活ができず、やむを得ず在宅している要配慮者に対しても、出来る限り対応します。(民生委員と連携してニーズを把握し、市へ情報提供するなど)

【様式18】  
外国人避難者用質問票

- 外国人への対応を行う。  
(外国人避難者用質問票を活用する、避難者の中から通訳できる人の協力を得るなど)

## 2.4 備蓄物資の活用【物資班】

### □ 備蓄物資を確認する

【様式 9】  
避難場所用  
品管理票

- ・備蓄物資の種類と数を確認する。
- ・施設管理者と連携して、調理設備の使用可能状況を確認する。



＜調理設備が使用できない場合＞  
○市災害対策本部に、被災していない地区にある炊飯装置の確保などを要請します。

### □ 人数、配布数を確認する

- ・備蓄物資を配付する避難者の人数を確認する。
- ・備蓄物資以外に必要なものの数を確認する。



＜ポイント＞  
○正確な避難者数がわかるまでは、「数が足りるかどうか」のおおよその状態がわかるまでの確認とします。  
○備蓄物資以外に必要なものと数は、町内ごとにまとめて集計します。  
【物資例】  
・粉ミルク、哺乳瓶、おかゆ、アレルギー対応品、禁忌品を含まない食品  
・紙おむつ（乳幼児・高齢者用）、生理用品など  
○支援物資が届き始めるまでは要請に応えられないことも考えられるので、避難者の持ち寄り品による協力なども呼びかけましょう。

### □ 在庫分を配付する

【様式 9】  
避難場所用  
品管理票

- ・備蓄物資、調理した食料などを、避難者に配付する。



＜ポイント＞  
○原則として、避難者に平等に配ります。  
○町内の代表者に協力をお願いして、町内ごとにまとめて配るなど工夫しましょう。

【様式 10】  
食料・物品  
管理簿

【様式 11】  
物資配送依  
頼票

- ・避難場所の備蓄物資で足りない場合は、市災害対策本部に要請し調達する。



＜ポイント＞  
○災害直後は、必要最低限の要望の対応となります。  
○届くまでに時間がかかる場合などは、子ども、妊産婦、高齢者、障がい者などへ優先して配付するようにしましょう。



## 2.5 水の確保【衛生班】

### □ 水道施設の被害状況を確認する

- 水道の蛇口から水が出るかを確認する。
- 蛇口から水が出ない場合、受水槽に蛇口があって水が出せるかを確認する。
- 非常用飲料水貯水槽が設置されているかを確認する。



<非常用飲料水貯水槽とは>

- 施設敷地内の地下などに設置した貯水槽で、通常は新鮮な水道水が流れていますが、災害時には水道水を蓄えることができる構造になっています。災害により断水した場合に、貯水槽から給水できるよう給水所を開設します。

### □ 給水所の開設を要請する

- 水が確保できない場合、市災害対策本部へ連絡し、給水所の開設を要請する。



<ポイント>

- 災害直後は、給水所の開設が困難な場合があります。
- 給水所には避難者以外の方も給水を受けに来るので、給水所の運営（給水を受ける人たちの補助）も、協力して行うようにしましょう。

### □ 給水車による応急給水を要請する

- 水が確保できない場合、市災害対策本部へ給水車による応急給水を要請する。



<ポイント>

- 災害直後は、給水車による応急給水に時間がかかる場合があります。
- 飲料水は、備蓄の活用や物資の要請によっても確保できます。物資班と協力して、用途や緊急度に応じて要請しましょう。
- 給水車による応急給水では、水を受ける容器が必要です。給水用のポリタンクやポリ袋を活用しましょう。

### □ 水の使用についてのルールを決める

- 用途に応じて使用する水や優先順位を検討し、ルールを決める。
- 水の使用ルールを貼り紙などで避難場所に掲示、周知徹底させる。



<水の使用ルール例>

- ペットボトルは飲料や調理用として使用してください。
- トイレなどの雑用水はプールや川の水から確保してください。
- 用途に応じた優先順位で使用し、節水に協力してください。

	飲料・調理	手洗い・洗顔・ 食器洗い・歯磨き	風呂・洗濯	トイレ
ペットボトル	◎	○		
受水槽、貯水槽、給水車	◎	◎	○	○
浄水機の水	○	◎	○	○
プール、川の水	×	×	×	◎



## 2.6 運営ルール作成【総務班】

### □ 避難場所運営上の共通ルールを決める

- ・避難場所の状況にあわせて、共通ルールとして徹底してほしい心がけを決める。
- ・避難場所へ配付したり貼りだしたりして、周知徹底させる。
- ・女性、子ども・若者、高齢者、障がい者などの多様な意見を取り入れたルールづくりに努める。

【様式17】  
避難場所運営ルール  
(例)

#### ＜共通ルール例＞

- 避難場所の運営に関すること：運営主体や運営組織、開設期間の考え方など
- 避難者の入退所に関すること：登録への協力依頼、ペットの扱いなど
- 使用場所に関すること：居住スペースと共有スペース、立入禁止場所など
- 物資の配付に関すること：配布時間、配布場所、配付上のルールなど
- 共同生活に関すること：生活時間、電話利用、清掃ゴミ出し、個人生活の保護など

### □ 共有スペースごとのくわしい利用ルールを決める

【様式17】  
避難場所運営ルール  
(例)

- ・共有スペースごとに、細かな利用上のルールを決める。
- ・共有スペースに貼りだして、周知徹底させる。

#### ＜共有スペースのルール例＞

- トイレ使用上のルール
- 洗濯場、物干し場の使用上のルール
- 入浴、シャワーの使用上のルール
- ペット飼育場での飼育ルール
- 共同生活に関すること：時間割、清掃、洗濯、ごみ処理、プライバシー保護など

### □ 避難場所の防火に関するルールを決める

【様式17】  
避難場所運営ルール  
(例)

- ・火気の取扱場所を制限し、取扱い上のルール・注意事項を決めて周知徹底する。
- ・避難場所室内は禁煙とし、定められた喫煙場所でのみ許可するよう徹底する。
- ・ストーブなど室内で使用する火気は、部屋ごとに責任者を決めて管理する。
- ・個人所有のカセットコンロは、使用場所を決めるなど、注意を促す。
- ・火気取扱の場所には、消火器・水バケツを配置する。

### □ 避難場所の防犯に関するルールを決める

【様式17】  
避難場所運営ルール  
(例)

- ・夜間の避難場所対応を継続するために、交代制の当直者を決める。
- ・夜間の警備についてのルールを決め、周知して協力をお願いする。
- ・複数名ずつ時間をわけて、交代して巡回警備を行う。

#### ＜ポイント＞

- 自治振興会や地区担当班職員などから、交代制の当直者を複数名ずつ決めるようにします。
- 当直の仕事例：
  - ・夜間の避難者の出入りの確認、避難者への対応
  - ・防火・防犯のための施設内の巡回
  - ・就寝場所や女性専用スペースなどの巡回

## 2.7 情報の収集、発信【情報班】

### □ 市災害対策本部と連絡する

【様式4】  
避難場所状  
況報告書

- ・市災害対策本部へ定時連絡する時刻を決める。
- ・市災害対策本部への報告や要望を「避難場所状況報告書」などの様式にまとめる。
- ・報告書（様式）を市災害対策本部へ FAX 送信する。
- ・FAX 済の様式を、種類ごとに整理して保管する。
- ・簡単な報告や問い合わせは電話で行う。



#### <ポイント>

- 電話・FAX が使えない場合は、防災行政無線や衛星携帯電話を使用し口頭で行います。このときも、記録のため、報告書（様式）は作成し、保管します。

### □ 施設管理者と連携する

【様式8】  
情報収集リ  
スト

- ・避難場所を提供する施設管理者との連絡窓口（担当）を決める。
- ・施設管理者へ連絡・情報交換を行う時間や連絡場所を決める。
- ・できるだけ定期的に、情報を共有し、連携を図る。

### □ 避難場所内の避難者へ情報提供する

- ・避難場所内の避難者に対し提供する情報内容を決める。
- ・避難者への情報提供の方法を決める。



#### <情報掲示のポイント>

- 避難場所の壁やホワイトボードなどを活用し、貼り紙するなどして掲示します。
- 情報ごとにスペースを決め、確認しやすいように整理して掲示しましょう。

#### <避難場所への情報提供内容例>

- 災害情報
- 避難者情報（安否情報、安否確認のための情報交換内容など）
- 生活情報（ライフライン、交通情報、病院や入浴施設の再開情報など）
- 行政（県・市）からのお知らせ（物資支給、給水、罹災証明発行、仮設住宅や生活再建支援制度の申し込み開始など）
- その他避難場所内での決定事項など

- ・テレビやラジオが使用できる場合は、皆が見聞きできる場所に設置する。
- ・市災害対策本部からの広報紙やチラシなどを配付・掲示して周知する。

## 2.8 入退所者の管理【名簿班】

### □ 避難者カード、避難者名簿を管理する

【様式2】  
避難者カード

【様式3】  
避難者名簿

【様式5】  
避難場所退  
出届

- ・新しく入所した避難者に、避難者カードへの記入をお願いする。
- ・新しい入所者を、避難者名簿に追加する。
- ・退所者には必ず申し出てもらい、退所したことを名簿に記載する。
- ・避難者名簿を最新情報に更新する。

#### <ポイント>

- 災害状況や周囲の地域の復旧状況、避難者の事情により、入退所者は頻繁に変わることが予想されるため、きめ細かく定期的に入退出を管理するよう心がけます。
- 退所後も安否確認の問い合わせや郵便物などの配達があるため、退所者の避難者カードは捨てずに、別途整理しておきます。
- 避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう避難者の個人情報の管理を徹底します。

### □ 在宅被災者の状況をとりとめる

【様式3】  
在宅被災者  
名簿

- ・支援が必要な在宅被災者があらわれた場合、避難者カードへ記入してもらう。
- ・在宅避難者名簿に追加し、最新情報に更新する。

### □ 要配慮者の状況をとりとめる

【様式18】  
外国人避難  
者用質問票

- ・避難場所内で支援が必要な要配慮者が、生活環境に不具合がないか確認する。
- ・避難場所の状況や、要配慮者の体力や障がいに応じて、環境改善を図る。
- ・在宅で避難生活を送る要配慮者の状況を確認する。
- ・外国人への対応を行う。

#### <ポイント>

- 救護班と連携して、ニーズ把握や情報提供を行うようにします。

### □ 市へ報告し、要請を行う

【様式4】  
避難場所状  
況報告書

- ・避難者、在宅被災者などの状況を、定期的に市災害対策本部へ報告する。

#### <ポイント>

- 避難者の数に変化がなくても、1日最低1回は、報告するようにします。

## 2.9 物資の管理と配布【物資班】

### □ 物資のニーズを確認する

- ・避難者の人数を確認し、必要な食料、物資の数を集計する。
- ・粉ミルクやアレルギー対応食など、特別に必要な物資の種類と数を確認する。
- ・食料以外の日用品で必要なものの種類と数を確認する。



<ポイント>

- 必要な物資の種類と数は、町内ごとにまとめて集計します。

### □ 物資の在庫数を確認する

【様式 10】  
食料・物品  
管理簿

- ・在庫の種類と数を確認する。
- ・消費期限、賞味期限を確認し、期限内に順次使えるよう整理する。

### □ 不足分の調達を要請する

【様式 11】  
物資配送依  
頼票

- ・必要な食料や物資を、市災害対策本部へ要請する。



<ポイント>

- 支援物資の配付体制が別途立ち上がった場合は、そのしくみに従い、要請・受け取り・配付作業を行います。

### □ 物資を受け取る

【様式 10】  
食料・物品  
管理簿

- ・支援物資が届いたら、「食料・物品受付簿」に記録する。
- ・種類ごとに場所を決めて保管する。
- ・「食料・物品管理簿」に記録し、在庫を管理する。



<ポイント>

- 食料などは特に、消費する期限や温度管理など、保管方法に気をつけます。

### □ 物資を配付する

- ・支援物資を仕分けて避難者に配付する。



<ポイント>

- 食料や物資は、避難者へ公平に配付します。
- 町内ごとや、居住スペースのグループごとにまとめるなど、混乱を避けます。
- 不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、障がい者などへ優先して配付します。
- 在宅被災者に登録した方には、避難場所へ取りに来てもらい、配付します。  
(来所できない在宅の要配慮者には、自主防災組織などと協力して配付を検討します)
- 避難者やボランティアに協力してもらい、炊き出しを実施します。

## 2.10 衛生環境の整備【衛生班】

### □ ごみ集積場所を設置する

- ・避難場所の屋内外にごみ集積場所を設置する。
- ・ごみ集積場所の管理当番を決めて、捨て方や清掃などを徹底する。
- ・ごみの分別作業や生ごみの密封を徹底し、集積場所の清掃を徹底する。
- ・屋内の集積場所のごみは溜め込まずに、こまめに外の集積場所へ持っていく。



#### <ポイント>

- ごみ集積場所は、施設の利用計画などを参考にし、衛生管理を考えて設置します。  
(例) 収集車が出入り可能、匂いが漏れない、直射日光が当たらないなど
- ごみの分別作業や生ごみの密封など、捨て方の管理を徹底します。
- 居住スペースにはごみを溜めない、責任をもって捨てるなど、指導を徹底します。
- 屋内の集積場所ではごみを溜め込まず、こまめに外の集積場所へ持っていくようにします。

### □ 清掃当番を設定し、清掃する

- ・衛生管理が必要な共有スペースを中心に、清掃当番を決める。
- ・避難者全員の協力で、清掃を行う。
- ・ペットのスペースや喫煙場所は、利用者の中で当番を決め、清掃する。

### □ 換気、清掃状況を確認する

- ・居住スペースの換気や清掃は、自己責任で行うよう、周知を徹底する。
- ・1日1回は換気や清掃を促す時間を設け、呼びかける。

### □ 手洗い、消毒などの衛生管理を行う

- ・避難者の「手洗い」を励行し、風邪やウイルス感染の予防を呼びかける。
- ・水が不足している場合は、施設内の消毒液などを活用し、消毒を励行する。
- ・消毒液やマスク、トイレットペーパー、ペーパータオルなどの在庫を管理する。

### □ 食品、食器の衛生管理を行う

- ・炊き出しなどの前に手の消毒を行い、作ったものはすぐに消費する。
- ・食品や食器の衛生管理を徹底する。



#### <ポイント>

- 水が出ないうちは、できるだけ紙食器やラップを被せた状態で使用し、洗わずに衛生を確保するよう工夫しましょう。

### □ 入浴環境を確保する

- ・入浴施設の復旧や入浴支援に関する情報が入ったら、避難者へ提供する。
- ・できるだけ知人宅などへのもらい湯を奨励する。



## 2.11 防犯・防火活動【救護班】

### □ 夜間の巡回パトロールを行う

- ・継続して夜間の巡回を行うため、交代制の当直者（ローテーション）を決める。
- ・時間を分けて、交代で巡回パトロールを行う。



#### <ポイント>

- 巡回中も出入口付近に人が配置できるよう、当直は複数名で編成します。
- 自治振興会や地区担当班職員などから、複数名ずつ選出するようにします。
- 女性や子どもに対する暴力などを予防するため、巡回では対応が難しい時などは、防犯ブザーの配布を検討します。

### □ 施錠のルールを決める

- ・夜間は、建物の出入口の施錠を徹底し、当直者のいる出入口のみ開錠する。



#### <ポイント>

- 夜間の出入口を決定したら、避難者への周知を忘れずに行います。
- 施錠する出入口は、非常時にはすぐに開錠できるようにしておきましょう。
- 開錠する出入口には必ず当直者を配置して、不審者の侵入を防ぎます。

### □ 夜間照明のルールを決める

- ・夜間の消灯は、居住スペースを基本とし、それ以外の場所は照明を残す。
- ・トイレが外にある場合は、通路やトイレ内の照明を確保する。
- ・照明を残すところと消すところのルールを、貼り紙などで周知徹底する。

### □ 防火活動を行う

- ・防火に対するルールが徹底されているか、定期的に見回り確認する。



#### <見回り確認例>

- 指定された場所以外での火気の使用や喫煙がされていないか
- 火気の手配場所に、消火器や水バケツが正しく配置されているか
- ストーブなどの取り扱いが適切か
- 個人所有の取り扱いに問題はないか など

## 2.12 ボランティア対応【総務班】

### □ 市のボランティアセンター開設状況を確認する

- ・市災害対策本部へ連絡し、災害ボランティアセンターの開設状況を確認する。
- ・市ボランティアセンターが開設されていた場合、場所や連絡窓口をきいておく。



#### <災害ボランティアセンターとは>

- 大規模な災害が発生したとき、現地に近いところでボランティア活動が行えるよう、準備が整ったところで（おおむね3日～1週間くらい）開設されます。
- 市災害ボランティアセンターでは、被災者や避難場所のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、コーディネート、他の関係機関との調整などを行います。
- 市の社会福祉協議会が運営します。

### □ ボランティア派遣のニーズを確認する

- ・町内の代表者から、避難者にボランティアへ依頼したい活動などを収集する。
- ・ニーズをまとめ、派遣してほしいボランティアの活動内容や人数を決める。



#### <一般ボランティアの活動内容例>

- 物資の運搬、仕分け、配付、炊き出し
- 清掃、片付けの支援
- 高齢者、乳幼児や子どもの支援

#### <専門ボランティアの活動内容例>

- 医療救護活動
- 介助の必要な障がい者への援助
- 応急危険度判定
- 通訳（外国語、手話など） ※専門ボランティアは派遣に調整が必要となる。

### □ ボランティア派遣を要請し、受け入れる

【様式12】  
ボランティア  
受入票

- ・必要な活動内容と人数をまとめ、市災害ボランティアセンターへ派遣要請する。
- ・ボランティアを受け入れたら、活動内容の説明や、活動状況を管理する。

【様式13】  
ボランティア  
依頼票



#### <ボランティアが直接避難場所へ来た場合>

- ボランティアの方に、万が一に備えて保険に入っていたいただく必要があります。市災害ボランティアセンターで登録を済ませてもらうよう、依頼しましょう。
- 既に保険に加入されていた場合でも、基本的には市災害ボランティアセンターに登録してもらうことを促すようにします。

## 2.13 訪問者・取材対応【情報班】

### □ 問い合わせへ対応する

- 問い合わせを受け付ける担当を決める。
- 入口付近に訪問者対応を行う受付窓口を設置する。
- 来訪での問い合わせは原則として、受付窓口の対応で終わらせる。
- 安否確認（電話、来訪）には、避難者名簿を使って問い合わせに対応する。

### □ 被災者の呼び出しを行う

【様式 14】  
訪問者管理簿

- 来訪者は、入り口で受付を行い、「訪問者管理簿」へ記入してもらう。
- 入口付近に、来客者用の面会場所を設置する。
- 原則として居住スペースのある室内へは立ち入りを禁止にする。
- 電話の取次は原則として行わず、伝言にして避難者へ伝える。

### □ 郵便物を受け取る

【様式 15】  
郵便物等受付票

- 郵便や宅配便は、基本的に直接避難者へ手渡ししてもらうようにする。  
(入口付近の面会場所を活用する)
- 受付で保管する場合は、「郵便物・宅配物管理簿」に記録し、管理する。

### □ マスコミへ対応する

【様式 16】  
取材者用受付用紙

- 避難場所での取材対応（取材を受けるかどうか、誰が対応するか）を決める。
- 取材してよい内容、場所を決める。
- 取材者に対し、身分証明をしてもらう。（バッジ、腕章など）
- 訪問者管理簿に記入してもらい、記録をとる。



#### <ポイント>

- 原則として、避難場所内は居住空間であり、部外者の出入りを禁じます。  
(居住スペースへの出入りは、避難者全員の許可を得ることが原則です)

## 3 長期になったら

### □ 自主管理へ移行する

(避難者の帰宅が進むなど、地域単位での活動が困難になったら)

- ・避難を継続する人たち中心に体制を見直し、自主的な管理・運営を続ける。

### □ ストレスへ配慮する

- ・居住スペースの間仕切りを設置するなど、プライバシー確保を行う。
- ・入浴や洗濯など、日常生活の確保に配慮する。
- ・健康相談の実施など、市災害対策本部と連携して衛生確保を行う。
- ・ストレスや心のケアを行う。
- ・市男女共同参画センターに設けられる女性専用の相談窓口を紹介する。

### □ 退所を支援する

- ・被害の回復や仮設住宅の支援状況に合わせ、施設の使用スペースを見直す。
- ・少しずつスペース利用の範囲を縮小させていく。
- ・ライフラインや交通の回復情報を随時提供する。
- ・自宅での生活が可能な人は極力自宅へ戻るよう呼びかける。
- ・仮設住宅などの支援が始まったら、随時情報提供する。
- ・避難者へ、部屋の移動予定を広報する。  
(移動の日時、場所、移動する際の荷物の搬送など)

### □ 避難場所を閉鎖する

- ・避難者全員の退所または受け入れ先が決定したら、閉鎖を検討する。
- ・市災害対策本部と調整し、閉鎖の時期と撤収準備を行う。
- ・避難者へ、閉鎖の決定と閉鎖までの段取りを周知する。
- ・回収物については、市災害対策本部へ連絡し、回収を要請する。
- ・施設内の片付けや清掃を、避難者の協力を得て行う。

越前市  
避難場所開設・運営マニュアル

越前市役所 総務部 防災安全課  
〒915 - 8530  
福井県越前市府中一丁目13-7  
TEL 0778-22-3081 (直通)  
FAX 0778-22-3458

# 施設別資料集

- 資料 1 施設見取図
- 資料 2 施設周辺マップ
- 資料 3 公共施設等一覧
- 参考資料 避難ルート地図（地震）  
避難ルート地図（洪水）



